

○総務省令第二百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「搜索救助用レーダートランスポンダ」の下に「、搜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第四十五条の三の三第一項第四号ハを次のように改める。

ハ 送信する電波の偏波は、水平偏波又は円偏波であること。

第四十五条の三の三の次に次の一条を加える。

（搜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二 捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければなら  
ない。

一 一般的条件

イ 前条第一項第一号に掲げる各条件に適合すること。

ロ 施行規則別図第六号の装置の識別信号を送信するものであること。

ハ 人工衛星局から送信される位置の測定のための信号を受信する装置を有し、当該装置により計算し  
た位置に関する情報を送信するものであること。

ニ 電源投入後、一分以内に通報の送信を開始するものであること。

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。
変調指数	〇・五以内であること。

<p>等価等方輻射電力</p>	<p>一ワット以上であること。</p>
<p>送信電力の立上り時間</p>	<p>送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。</p>
<p>送信電力の立下り時間</p>	<p>送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、〇・八三二ミリ秒以内であること。</p>

三 生存艇に取り付けた状態での空中線高は海面上少なくとも一メートル以上となること。

四 電源に関する条件

イ 有効期間三年以上の専用電池を使用すること。

ロ 電池の容量は、九十六時間以上支障なく動作させることができるものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の注46中「及び簡易型船舶自動識別装置」を、「簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置

指示送信装置」に改める。

別表第二号第一の表<sup>B D</sup>11<sup>F F</sup>の項中「及び簡易型船舶自動識別装置」を「簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

別表第二号12中「捜索救助用リーダーシステムポンダ」の次に「、捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。